

令和4年度新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した方等に対しては、申請により国民健康保険税の減免が認められる場合があります。

1 減免の対象となる方(減免の要件)について

※減免の対象となる方は、以下の①もしくは②に該当する方です。

① 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、**世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方**

→ **全額を減免**

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、**世帯の主たる生計維持者の令和4年中の収入減少が見込まれる世帯の方**で、以下の要件(1)～(3)の全てに該当する方

(1) 世帯の主たる生計維持者の令和4年中の**事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込み**であること。

→ **一部を減免**

◎ 要件(1)の判定では、保険金・損害賠償等で補填される金額は、収入に含めて計算します。国県町から支給された各種給付金(持続化給付金・雇用調整助成金・事業復活支援金等)の金額は、収入に含めないで計算します。

(2) 世帯の主たる生計維持者の**令和3年の所得の合計額が1,000万円以下**であること。

(3) 世帯の主たる生計維持者の**収入減少が見込まれる所得以外**の令和3年の所得の合計額が**400万円以下**であること。

◎ **令和3年の収入が給与のみの非自発的失業者(※ア)は、非自発的失業者の軽減措置の対象となるため、上記減免の対象とはなりません。**

(※ア)…65歳未満で会社都合等で離職された方で、「雇用保険受給資格者証」の「離職理由コード」が、「11、12、21、22、31、32、23、33、34」の方

◎「世帯の主たる生計維持者」とは、原則、世帯主のことです。また、世帯主の国保加入の有無は問われません。

2 減免の対象となる保険税について

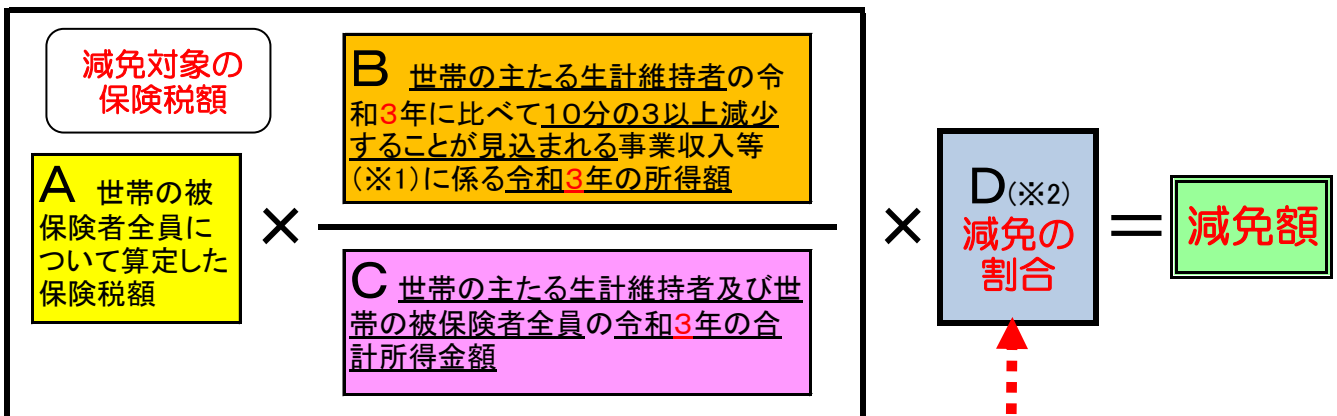
令和4年度分の保険税で、納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までのもの

◎令和3年度相当分の保険税で、納期限が令和4年4月以降のものについても、減免となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

3 減免額の計算について

(注意)上記1の②「収入減少」(一部を減免)の場合の計算方法

保険税の**減免額**は、**減免対象の保険税額**($A \times B / C$)に、世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額に応じた**減免割合**(D)をかけた金額です。 $\Rightarrow (A \times B / C) \times D = \text{減免額}$



(※1) 事業収入等
…事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうちいずれか

世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額	D(※2)減免の割合
前年の合計所得金額にかかわらず事業等の廃止、失業の場合	10分の10
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

【計算例】 減免の要件(1)~(3)の全てに該当するか確認します。該当した場合、下記のような計算で減免額を計算します。

夫婦2人の世帯で、令和3年の世帯の合計所得金額
447万円、令和4年度の保険税額50万円の場合
★夫の「事業収入」が令和3年比30%以上減少見込み
・令和3年事業収入600万円（事業所得200万円）
↓
・令和4年事業収入300万円
前年比300万円減（50%減）

※「収入」とは、事業収入の場合、必要経費を差し引く前の売上（収入）金額等のことです。ただし、国県町から支給された各種給付金（持続化給付金など）は除きます。

令和4年度 年間保険税額 **A** 50万円

令和3年中の所得	夫 世帯主 (世帯の主たる生計維持者)	妻 国保加入者
事業所得	B 200万円	0万円
不動産所得	0万円	0万円
山林所得	0万円	0万円
給与所得	100万円	60万円
その他の所得	87万円	0万円
合計所得	① 387万円	② 60万円

①+② **C** 447万円

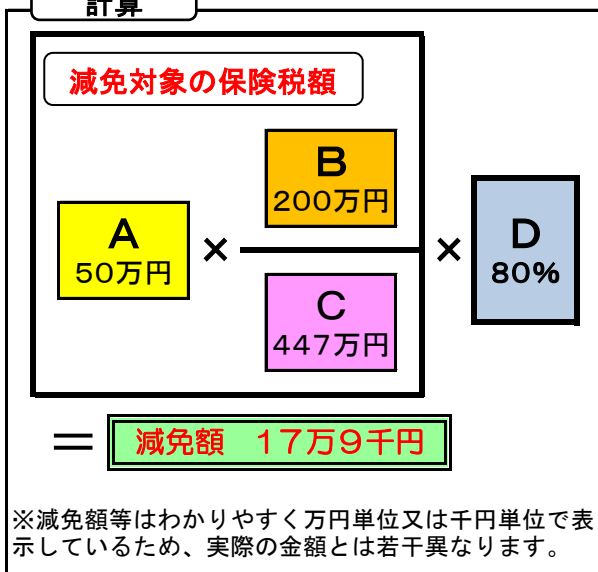


10分の3以上減少することが見込まれる収入に係る令和3年の所得

減免の要件	要件(1) 主収入減少割合	50% ≥ 30%	○
	要件(2) 主前年合計所得	387万円 ≤ 1,000万円	○
	要件(3) 主前年他所得	187万円 ≤ 400万円	○

※減免の要件(1)~(3)の全てに該当

計算



4 減免の申請について

減免申請にあたっては、以下の書類の提出が必要となります。（このほか、必要に応じて関係書類を提出していただくことがあります。また、世帯の主たる生計維持者及び世帯の国保加入者の中に、所得の未申告者がいる場合、減免は受けられません。）

① 世帯の主たる生計維持者が死亡した場合又は重篤な傷病を負った場合

- 令和4年度新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免申請書
- 死亡診断書の写し(死亡した場合) 医師の診断書等(重篤な傷病を負った場合)

② 世帯の主たる生計維持者の令和4年中の収入の減少が見込まれる場合

- 令和4年度新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免申請書
- 令和4年度新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等申告書
- 主たる生計維持者の令和4年1月から12月までの収入見込みが分かるもの(減少する見込みの収入分のみ)
収支明細書、会計帳簿、給与明細書の写しなど(令和4年1月から直近までの収入が確認できるもの)
- 主たる生計維持者の令和3年中の収入及び所得が分かるもの
確定申告書、町県民税申告書、源泉徴収票の写しなど
- 新型コロナウイルス感染症の影響に関連して、令和3年中に所得税の課税対象となる各種給付金(持続化給付金や雇用調整助成金など)が、国・県・町から支給されたことが分かるもの(支給された場合添付)
- 事業等の廃業が分かるもの(廃業の場合添付) 税務署に提出した廃業届・異動届の写しなど
- 失業が分かるもの(失業の場合添付)
雇用保険受給資格者証(両面)の写し・退職証明書・解雇理由証明書など
- 保険金・損害賠償等により補てんされる金額が分かるもの(収入減少が補てんされる場合添付)

◎「減免申請書」や「収入減少等申告書」は、吉見町ホームページからダウンロードできます。
また、より詳しい内容をホームページに掲載していますので、申請前にご確認ください。
ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

【お問い合わせ先及び申請先】

〒355-0192
埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地
吉見町役場 税務会計課 課税係(1階1番窓口)
電話 0493-54-5028(直通)